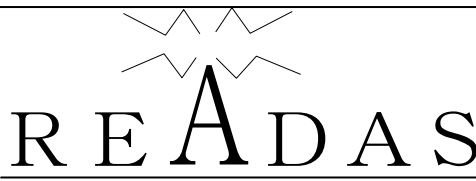


第 5158 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 2月 4日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 複数回支給する給与と事前確定届出給与

**Q**：当社は、事前確定給与を夏と冬に支給するとする届出をしていますが、業績が良かったことから冬のみだけ額を上乘せして支給しようと思っております。この場合、夏は届出どおりなので、冬のみだけが認められないこととなりますか？

**A**：全額が損金不算入になります。

### 【解説】

役員に対する臨時的な給与（役員賞与）は、これまで、経費性がないということから、損金に算入することが認められていませんでしたが、会社法等において、役員賞与も報酬の一部であると捉えられることとなったため、税務でも、その取扱いに準じ、次の要件を満たす場合には、損金算入を認めるということになりました。これを事前確定届出給与といいます。

- ①所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与である
- ②事前に納税地の所轄税務署長にその内容を届出していること

ところで、お尋ねのように複数の支給時期と支給額が定められている場合において、1回だけ違う金額にしたという場合ですが、役員給与が職務執行期間に対する対価であるということから考えますと、その職務執行期間に係る給与の支給が1回でも事前の届出と違うものがある場合は、その役員給与の支給は、全体として事前の定めに基づくものではなかったことになると解されますことから、その全額が損金不算入になることとなります。

